

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 平成 27 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 10 号 平成 27 年度岩国市観光施設運営事業特別会計 歳入歳出決算の認定について

認定第 11 号 平成 27 年度錦帯橋管理特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 12 号 平成 27 年度岩国市市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上 3 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 116 号 平成 28 年度岩国市 一般会計補正予算（第 1 号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 124 号 平成 28 年度岩国市観光施設運営事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 125 号 平成 28 年度錦帯橋管理特別会計補正予算（第 1 号）

以上 2 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 10 号 平成 27 年度岩国市観光施設運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び、認定第 11 号 平成 27 年度錦帯橋管理特別会計歳入歳出決算の認定についての審査におきまして、委員中より、平成 26 年度に比べ、岩国城の入場者数、索道の利用者数はそれぞれ増加しているものの、錦帯橋の入橋者数が減少している。観光客数は増加しているとのことであるが、この状況をどのように捉えているのか、との質疑があり、当局より、増加要因としては、それぞれの施設において指定管理者制度を導入したことによる効果や、個人旅行者数が増加したことなどによるものと考えている。

一方、減少要因としては、平成 24 年に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故がきっかけで、バスの交替運転者の配置基準が見直されたことにより、団体旅行者数が減少したことが影響しているものと考えている。個人旅行者は、滞在時間に比較的余裕があることから、岩国城や索道まで足を延ばせることが可能となるものの、時間的制約のある団体旅行者が大きく減少したことが、錦帯橋の渡橋者数の減少につながったものと考えている、との答弁がありました。

本 2 件につきましては、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続いて、議案第 116 号 平成 28 年度岩国市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、農林水産業費の水産業費の増殖礁整備事業に関し、委員中から、先日、漁礁整備が難航しているとの報道がなされたが、こういった状況であるのかとの質疑があり、当局より、当該事業は、平成 24 年度から着手されたもので、既に石製の漁礁を 25 年度に、コンクリート製の漁礁を 26 年度に、所定の場所に設置したものであるが、それらの一部が想定した以上に海底で沈下していることが確認された。27

年度に行われた会計検査においても、今後、事業を進めるに当たっては、何らかの対策を講じる必要があるのではないか、との意見が出されたことから、同年度予定していた漁礁設置工事を取りやめ、実態調査と事業の再検討業務を実施したものである。本年5月の会計検査でも同様の意見が出たことを踏まえ、当初予算に計上していた交付金事業としての工事費の執行は見送り、27年度の調査結果を元に、漁礁の一部を軽量化したり、工法を変更したりするなどして、各種試験施工及び効果の調査を実施し、29年度の検証調査を踏まえ、30年度からの交付金事業につなげたい、との答弁がありました。

これを受けて委員中から、事業期間内に一般財源を別に投入しなければならない状況となったが、事業実施において、当初の調査や設計において問題はなかったのか。また今後の方針について質疑があり、当局より、当初設計の想定以上の沈下が発生したことは事実であり、27年度の再検討業務を踏まえ、交付金の対象外である試験的な施工や調査を行う必要が生じた。今後はこのようなことがないように、本年度及び来年度の検証結果等の分析をしっかりと実施した上で、事業完結に向けて努めてまいりたい、との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案の審査に続いて、特定事件の調査項目における「商工業の振興と中小企業の育成について」の調査を行い、これまでの調査結果を中間報告することと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。